

# 現 場 説 明 書

委 託 名	令和8年度 市内道路橋定期点検業務(第1期)	
委 託 場 所	光市内一円	
業務期間	完成の時期	令和9年2月26日
入 札 保 証 金	免除	
契 約 保 証 金	免除	
契約保証の提出期限	—	
前 払 金	あり	
部 分 払 い	なし	
適 用 す る 制 度	最低制限価格制度	
そ の 他	土木関係建設コンサルタント業務	
特 記 事 項	別途特記仕様書による	

## 特記仕様書

### 1 点検結果について

点検結果及び診断結果について、「山口県橋梁点検要領 令和6年度10月」に定めのある様式で、「点検調書」、「基礎データ入力表」、「道路橋記録様式」、「橋梁管理カルテ」の作成を行うこと。

### 2 新技術の活用検討について

点検方法について、新技術が活用可能か検討し、監督職員と協議の上、点検を行うこと。

### 3 その他

本年度、鉄道を跨ぐ市道橋の【大和大橋】と【三栄橋】について、鉄道に影響する範囲を、鉄道管理者である西日本旅客鉄道株式会社が点検を行う予定である。そのため、当該橋梁の鉄道に影響しない範囲の点検及び全体の結果のとりまとめについて、西日本旅客鉄道株式会社の点検範囲が確定後に、本業務に追加する予定である。

入札条件	<p>1 入札の執行</p> <p>落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
指示事項	<p>1 施工管理基準等</p> <p>受注者は、委託業務の実施に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。 (<a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23447.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23447.html</a>)</p> <p>2 業務の仕様</p> <p>当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、業務委託条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。</p> <p>3 法令の遵守</p> <p>受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。</p> <p>4 産業廃棄物</p> <p>業務委託条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。 また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。</p> <p>5 テクリスの登録</p> <p>業務委託の受注者は、委託料の額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提示すること。なお、提示の期限は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、休日等を除き15日以内とする。</p> <p>(2) 完了時登録データの提示期限は、業務完了後、休日等を除き15日以内とする。</p> <p>(3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、休日等を除き15日以内に変更データを提示すること。</p> <p>6 暴力団等の排除</p> <p>(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。 なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「不正又は不誠実な行為」による指名停止措置を検討する。</p> <p>(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。</p> <p>(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。</p> <p>(4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。</p>

指示事項	<p>7 電子納品及びオンライン電子納品</p> <p>山口県「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき電子納品を行うこと。ただし、監督職員の承諾を得た場合は電子納品を実施しないことができる。</p> <p>(<a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23347.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23347.html</a>)</p>
------	---

調査・計画業務条件書

細別	条件等 この業務に該当する条件は、□にチェックが付された事項及び記述で示された事項である。 なお、この項目にないものについては、特記仕様書等による。
工程及び条件	<input type="checkbox"/> 関連する別途業務 他業務名 ( ) 発注者 ( ) 他業務概要 ( ) 影響内容 ( ) 開始、完了時期 ( ) 備考 ( ) <input type="checkbox"/> 関係機関および地元との協議により未成立のもの 関係機関等 ( ) 制約を受ける内容 ( ) 協議内容 ( ) 成立見込み時期 ( ) 備考 ( ) <input type="checkbox"/> 関係機関および地元との協議により付された条件 関係機関等 ( ) 影響項目 ( ) 影響範囲 ( ) 影響内容 ( ) 影響期間、時期 ( ) 備考 ( )
打合せ	<input checked="" type="checkbox"/> 打合せ回数 回数 ( 3 回) <input checked="" type="checkbox"/> 初回 <input checked="" type="checkbox"/> 中間 ( 1 回) 打合せ時期 (現地調査完了後 ) <input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時 備考 ( )
部分引渡し	<input type="checkbox"/> 成果品の部分引渡し 引渡し時期 ( ) 指定部分 ( ) 備考 ( )
資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務で作成済 (作成中) の資料の貸与 業務名 ( 過年度の点検報告書のうち対象橋梁分 ) 貸与時期 ( 業務着手時 ) 貸与資料 ( 点検成果書 ) 備考 ( )
その他	<input type="checkbox"/> 特許権等の使用 名称 ( )

## 新技術活用検討について（運用）

光市土木課

### 1 適用範囲

本運用は、光市土木課発注の橋梁点検・実施設計業務に適用する。

### 2 目的

新技術用の活用を促進し、効率的な点検や設計を行うことで、長寿命化修繕計画に必要な費用縮減を図るものである。

### 3 内容

点検業務において、受注者は現地着手前までに、別紙「新技術活用検討シート」を作成し、監督職員と新技術の活用の有無について協議しなければならない。

実施設計において、受注者は補修工法毎に別紙「新技術活用検討シート」を作成し、工法検討時に監督職員と協議しなければならない。

### 4 変更協議

監督職員との協議の結果、新技術を活用した場合、変更設計の対象とする。

### 5 参考資料

新技術活用を検討する工法等については、「新技術・新工法の掲載情報について」（国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンターを参考とすること。

URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/cmc/profile/role2.htm>

## 新技術活用検討シート

業務名	
業務箇所	
請負金額	
受注者名	
橋梁諸元 ※点検の場合は、 点検橋梁数を記載	

	従来技術	新技術	
技 術 名 称			
登 録 番 号			
内 容			
従来技術との比較		経済性	
		工程	
		品質	
		施工性	
費 用			
採 用			

※検討工法毎に比較表を作成すること。

従来技術との比較は、◎、○、△、×で評価する。

